

公益社団法人国際厚生事業団役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人国際厚生事業団（以下「事業団」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、事業団を主たる勤務場所とする者及び勤務日を週3日以上とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号に掲げる報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 事業団は、役員に対して報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の総額は、毎年度税込1,700万円の範囲内とし、報酬等の額は、理事会の決議により定める規程による。
- 3 監事の報酬等については、前項の規定で定めた総額の範囲内において監事同士の協議により定める。

(講師、執筆等謝金)

第4条 非常勤役員が事業団に関する研修会、検討会、書籍類等において講演、助言、執筆等を行なったときは、事業団が外部講師に支払う謝金規程を準用して支給する。

(報酬等の支給日等)

第5条 報酬等の支給日、支給方法等は、理事会の決議により定める規程による。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 非常勤役員在職3期以上で、かつ、その間の功績が特に顕著と認められるときは、退職慰労金を支払うことができる。

3 退職慰労金は、第3条第2項の規定にかかわらず、役員の報酬の年額の範囲内で、別に定める役員退職慰労金支給規程に基づき支払う。

(費用)

第7条 役員がその職務の執行に当たって必要とした費用については、遅滞なく支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法等は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 事業団は、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の決議を経て行う。

(雑則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。